

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第八条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 次に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。）</p> <p>二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの</p> <p>（削除）</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。） 特に良好である場合</p> <p>二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合</p> <p>イ 三級 特に良好である場合</p>

9
～
12 (削除)
(略)

9
～
12 (略)
四級 極めて良好である場合

修正後

修正前

別表第十 専門スタッフ職停給表 (第六条関係)

別表第十 専門スタッフ職停給表 (第六条関係)

職員の区分	職員の番号	1級			2級			3級		
		俸給月額	円		俸給月額	円		俸給月額	円	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	13									
	14									
	15									
	16									
	17									
	18									
	19									
	20									
	21									
	22									
	23									
	24									
	25									
	26									
	27									
	28									
	29									
	30									
	31									
	32									
	33									
	34									
	35									
	36									
	37									
	38									
	39									
	40									
主任職員以外の職員										

職員の区分	職員の番号	1級			2級			3級			4級		
		俸給月額	円		俸給月額	円		俸給月額	円		俸給月額	円	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
	21												
	22												
	23												
	24												
	25												
	26												
	27												
	28												
	29												
	30												
	31												
	32												
	33												
	34												
	35												
	36												
	37												
	38												
	39												
	40												
主任職員以外の職員													

担任 用員 氏名	(男)	(男)	429,600	514,900
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				

備考 この表は、行政の特定分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を実施する業務に従事する職員で人事院規則で定められたものとする。

担任 用員 氏名	(男)	(男)	429,600
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			

備考 この表は、行政の特定分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を実施する業務に従事する職員で人事院規則で定められたものとする。